

資 源 循 環 型 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業

要 求 水 準 書 運 営 ・ 維 持 管 理 業 務 編

令和8年 5月12日

(第1回修正 令和8年 6月19日)

(第2回修正 令和8年 9月 4日)

上 田 地 域 広 域 連 合

資源循環型施設整備・運営事業 要求水準書

運営・維持管理業務編

目 次

第1章 総 則	1
第1節 事業概要	1
1 事業目的	1
2 事業名	2
3 施設規模	2
4 事業実施場所	2
5 敷地	2
6 業務期間	2
7 業務実施区域	2
8 運営事業者の業務範囲	2
第2節 計画主要目	3
1 計画年間処理量	3
2 計画ごみ質	3
3 ごみの搬入出	3
4 余熱利用計画	3
5 公害防止基準	3
6 敷地周辺設備	3
7 本施設の要求性能	3
第3節 一般事項	4
1 本要求水準書の遵守	4
2 関係法令等の遵守	4
3 個人情報の保護	6
4 環境影響評価の遵守	6
5 一般廃棄物処理実施計画の遵守	6
6 官公署等の指導等への対応	6
7 官公署等申請への協力	6
8 官公署等への報告等	6
9 本連合への報告	6
10 本連合の検査等への対応	6
11 運営事業者によるセルフモニタリング	7
12 労働安全衛生・作業環境管理	7
13 緊急時対応	8
14 急病等への対応	8
15 感染症への対策	8

1 6 災害発生時の協力.....	9
1 7 保険への加入.....	9
1 8 地域振興.....	9
第4節 運営・維持管理業務条件.....	10
1 運営・維持管理.....	10
2 提案書の変更.....	10
3 要求水準書記載事項.....	10
4 契約金額の変更.....	10
5 本業務期間終了時の引渡し条件.....	10
第2章 運営・維持管理体制	12
第1節 業務実施体制.....	12
第2節 有資格者の配置.....	12
第3節 連絡体制.....	13
第4節 教育訓練.....	13
第3章 運転管理業務	14
第1節 本施設の運転管理.....	14
第2節 受付・計量業務.....	14
1 受付管理.....	14
2 計量データの管理.....	14
3 誘導・指示.....	14
4 ごみ処理手数料の徴収等.....	14
5 受付.....	15
第3節 搬入管理.....	15
第4節 適正処理・適正運転.....	15
第5節 運転管理体制.....	16
第6節 用役の管理.....	16
第7節 運転計画の作成.....	16
第8節 運転管理記録の作成.....	16
第9節 性能試験の実施.....	16
第4章 維持管理業務	17
第1節 本施設の維持管理業務.....	17
第2節 保守管理.....	17
1 保守管理計画書の作成.....	17
2 保守管理の実施.....	18
3 保守管理計画書の報告.....	18
第3節 修繕工事.....	18
1 補修工事.....	18
2 更新工事.....	20

3 保全工事.....	20
第4節 清掃.....	20
第5節 維持管理マニュアル.....	21
第6節 精密機能検査.....	21
第7節 長寿命化総合計画の作成及び実施.....	21
第5章 余熱利用管理業務.....	22
第1節 本施設の余熱利用管理業務.....	22
第2節 余熱利用管理.....	22
1 余熱利用管理計画の作成.....	22
2 余熱利用管理の実施.....	22
3 余熱利用管理実施の報告.....	22
第6章 測定管理業務.....	23
第1節 本施設の測定管理業務.....	23
第2節 測定管理マニュアル.....	23
第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応.....	25
1 要監視基準と停止基準.....	25
2 要監視基準値を超過した場合の対応.....	26
3 停止基準値を超過した場合の対応.....	26
第7章 防災等管理業務.....	27
第1節 本施設の防災等管理業務.....	27
第2節 二次災害の防止.....	27
第3節 防火・防災マニュアル（緊急時対応マニュアル）の作成.....	27
第4節 防火・防災管理体制の整備.....	27
第5節 防火・防災訓練の実施.....	27
第6節 事故報告書の作成.....	27
第8章 関連業務.....	28
第1節 本施設の関連業務.....	28
第2節 植栽管理.....	28
第3節 積雪対応.....	28
第4節 施設警備・防犯.....	28
第5節 見学者対応.....	28
第6節 周辺住民対応.....	28
第7節 環境学習イベント.....	29
第8節 ホームページの開設及び運営.....	29
第9節 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理.....	29
第9章 情報管理業務.....	30
第1節 本施設の情報管理業務.....	30
第2節 運営体制.....	30

第3節 運営マニュアル.....	30
第4節 運転.....	30
第5節 保守管理.....	31
第6節 補修工事.....	31
第7節 更新工事.....	31
第8節 保全工事.....	31
第9節 作業環境管理.....	31
第10節 清掃実施.....	32
第11節 測定管理.....	32
第12節 防災等管理.....	32
第13節 緊急対応.....	32
第14節 事業継続計画.....	33
第15節 関連業務実施.....	33
第16節 施設情報管理.....	33
第17節 業務完了報告.....	33
第18節 その他管理記録報告.....	33
第19節 情報セキュリティ.....	34

用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運 営 事 業 者	落札者のうち、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
エネルギー回収型 廃 棄 物 処 理 施 設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ及び災害廃棄物（可燃物）を処理対象物として焼却し、ごみ処理によって発生する熱エネルギーを、発電や熱（温水、蒸気）として回収する施設をいう。
建 設 工 事 請 負 契 約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本連合と建設事業者が締結する契約をいう。
建 設 事 業 者	本事業において、設計・建設業務を担当する者をいう。
構 成 市 町 村	上田市、東御市、長和町、青木村を総称していう。
事 業 契 約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。
事 業 提 案 書	本事業を実施する落札者の選定に当たり、応募者が入札説明書等に基づき作成し、提出する書類一式をいう。
事 業 実 施 区 域	本事業を実施する区域をいう。
設 計 ・ 建 設 業 務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
事 業 者	本連合と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
プ ラ ン ト	本施設で処理対象物を処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
本 工 事	本事業のうち、設計・建設業務における工事をいう。
本 施 設	本事業において、事業者が事業実施区域内に設計・建設するごみ処理施設をいい、同区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
本 事 業	資源循環型施設整備・運営事業をいう。
本 連 合	上田地域広域連合をいう。
要 求 水 準 書	要求水準書 設計・建設業務編及び要求水準書 運営・維持管理業務編を総称していう。
要 求 水 準 書 設 計 ・ 建 設 業 務 編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
要 求 水 準 書 運 営 ・ 維 持 管 理 業 務 編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。

第1章 総 則

本要求水準書は、本連合が発注する本事業における運営・維持管理業務に適用する。

本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務については、本要求水準書及びその他の関連書類に明示していない事項であっても、運営事業者の責任において全て完備するものとする。

第1節 事業概要

1 事業目的

本連合では、次に示す5つの基本方針に基づき、本施設を整備していきます。

基本方針1 環境への負荷を低減し、安全で安定な環境にやさしい施設

環境に配慮した安全で安心な施設とすることはもとより、循環型社会形成のための中心的な役割を果たす施設とする。

基本方針2 発生するエネルギーを回収し、資源を循環利用する施設

ごみの焼却処理によって発生するエネルギーを回収し、電力・熱供給等によって資源の循環かつ有効利用できる施設とする。

基本方針3 周辺の自然環境との調和を図り、環境教育の拠点となる施設

周辺環境との調和を可能な限り保ち、良好な景観形成に努めるとともに、環境教育の拠点として住民から信頼される施設とする。

基本方針4 建設地の基盤整備と地域復興を図り、快適な生活環境を創造する施設

建設地の基盤整備や地域復興を図るとともに、ごみの焼却処理に伴う生活環境への影響がないよう、万全な公害防止対策を講じ、快適な生活環境を創造する。

基本方針5 災害時の廃棄物処理を迅速に行うとともに、防災拠点としての機能を持つ施設

東日本大震災、近年の大雨による激甚災害などの教訓から、大規模自然災害時においても処理機能を維持することにより、速やかに災害廃棄物処理に対応できる防災拠点としての機能をもった施設とする。

2 事業名

資源循環型施設整備・運営事業

3 施設規模

126t/日 (63t/日×2 炉)

4 事業実施場所

上田市常磐城 2320 番地 (清浄園跡地)

5 敷地

事業用地は、要求水準書添付資料 1「事業実施区域」で示した範囲とする。

6 業務期間

業務期間は次のとおりである。ただし、運営事業者は本連合が本施設を供用開始後約 30 年間使用する計画であることを前提として運営・維持管理業務を行うものとする。

令和 13 年 10 月から令和 34 年 3 月まで (20.5 年間)

7 業務実施区域

本事業実施区域は、要求水準書添付資料 1「事業実施区域」で示した範囲とする。

8 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する次の業務とする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 余熱利用管理業務
- (4) 測定管理業務
- (5) 防災等管理業務
- (6) 関連業務
- (7) 情報管理業務

第2節 計画主要目

1 計画年間処理量

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

設計・建設業務編 「第1章 第3節 1(1) 処理能力」参照

2 計画ごみ質

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

設計・建設業務編 「第1章 第3節 1(2) 計画ごみ質」参照

3 ごみの搬入出

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

設計・建設業務編 「第1章 第3節 3 ごみの搬入出」参照

4 余熱利用計画

設計・建設業務編 「第1章 第3節 5 余熱利用計画」参照

5 公害防止基準

設計・建設業務編 「第1章 第4節 1 公害防止基準」参照

6 敷地周辺設備

設計・建設業務編 「第1章 第2節 9 敷地周辺設備」参照

7 本施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。運営事業者は、本業務期間中、要求性能を備えること。

第3節 一般事項

1 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。

表 1.1 法令等例示

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) ● 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号) ● 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について (平成 10 年生衛発第 1572 号) ● ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年法律第 105 号) ● ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン ● 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) ● 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号) ● 悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号)	● 電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成 9 年通商産業省令第 52 号) ● クレーン等安全規則 (昭和 47 年労働省令第 34 号) 及びクレーン構造規格 (平成 7 年労働省告示第 134 号) ● ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和 47 年労働省令第 33 号) ● 事務所衛生基準規則 (昭和 47 年労働省令第 43 号) ● 危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年政令第 306 号) ● ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 (公益社団法人全国都市清掃会議) ● 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン (資源エネルギー庁) ● 高圧系統業務指針 (系統アクセス編) など中部電力株式会社が定める規定
● 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) ● 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) ● 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)	● 高調波抑制対策技術指針 (一般社団法人日本電気協会) ● 日本産業規格 ● 電気学会電気規格調査会標準規格
● 土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) ● 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) ● 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) ● 計量法 (平成 4 年法律第 51 号) ● 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)	● 日本電機工業会規格 ● 日本電線工業会規格 ● 日本電気技術規格委員会規格 ● 日本照明器具工業会規格 ● 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
● 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) ● 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) ● 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)	● 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編、機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ● 機械設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ● 電気設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)

●都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) ●文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) ●労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号) ●労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号) ●高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号) ●航空法(昭和 27 年法律第 231 号) ●電波法(昭和 25 年法律第 131 号) ●電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号) ●電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号)	●工場電気設備防爆指針(独立行政法人労働安全衛生総合研究所) ●官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(国営整第 157 号、国営設第 163 号) ●建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●建設設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●煙突構造設計指針(一般社団法人日本建築学会) ●事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(平成 4 年労働省告示第 59 号) ●分散型電源系統連系技術指針(一般社団法人日本電気協会)
●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号) ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)	●長野県福祉のまちづくり条例 ●長野県環境影響評価条例
●良好な生活環境の保全に関する条例 ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)(平成 18 年法律第 91 号) ●エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)(昭和 54 年法律第 49 号) ●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)(平成 12 年法律第 57 号) ●河川法(昭和 39 年法律第 167 号) ●火力発電所の耐震設計規程(一般社団法人日本電気協会火力専門部会) ●河川法 ●景観法 ●道路法	●上田市工場立地法準則条例 ●上田市景観条例 ●上田市開発事業の規制に関する条例 ●上田市公害防止条例 ●上田市下水道条例 ●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 ●ダイオキシン類対策特別措置法 ●工場立地法 ●その他本業務に関連する法令、規格、基準など

3 個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）、「上田市個人情報保護法施工条例」（令和 4 年 12 月 21 日施行）等を遵守し、直接搬入者や従業者等の個人情報の取扱いに留意すること。また、業務の実施に当たり、業務上知り得た情報（個人情報を含む。）を第三者に漏洩してはならない。

4 環境影響評価の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本事業に係わる環境影響評価の内容を遵守すること。また、本連合が実施する調査又は運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本連合と協議のうえ、対策を講じること。

5 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本業務期間中、構成市町村が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

6 官公署等の指導等への対応

運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

7 官公署等申請への協力

運営事業者は、本連合が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本連合の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営・維持管理に係る申請に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

8 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から本施設の運営・維持管理に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告に当たっては、同内容を本連合に報告し、その指示に基づき対応すること。

9 本連合への報告

- (1) 運営事業者は、本連合が本施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- (2) 定期的な報告は、「第 9 章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第 1 章 第 3 節 1.3 緊急時対応」に基づくこと。

10 本連合の検査等への対応

運営事業者は、本連合が実施する運営・維持管理全般に対する検査等に全面的に協力すること。また、この検査等において、本連合が本施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、運営事業者は本連合が検査等を実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力を実施すること。

1 1 運営事業者によるセルフモニタリング

運営事業者は、要求水準書及び事業提案書のうち運営・維持管理業務に係る内容を網羅的に整理した運営モニタリングチェックシート及び日報・月報チェックシート等を作成のうえ、事業開始前に本連合に提出し、本連合の承諾を受けること。また、運営・維持管理業務の実施に当たっては、運営モニタリングチェックシート及び日報・月報チェックシート等に基づいて、運営業務の内容の要求水準書及び事業提案書の内容を満たしているかどうかをセルフモニタリングすること。なお、試験的な運転調整等も、事前に本連合へ承諾を受けること。

1 2 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本連合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本連合に報告すること。
- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）（基発 0110 第 1 号、平成 26 年 1 月 10 日）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等本連合が定める者の同席を要すること。
- (6) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (7) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (8) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (9) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本連合と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
- (10) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本連合に報告すること。
- (11) 運営事業者は、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、換気、熱中症対策等

を徹底すること。

- (12) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (13) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本連合に連絡し、本連合の参加について協議すること。
- (14) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1 3 緊急時対応

- (1) 運営事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (2) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本連合への報告等の手順等を定めた防火・防災対応マニュアル(緊急時対応マニュアル)を作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改定するなど、随時改善を図らなければならない。
- (3) 運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自らが整備する自主防災組織及び警察、消防、本連合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本連合に報告すること。
- (4) 緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防火・防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本連合に連絡し、本連合の参加について協議すること。
- (5) 事故が発生した場合、運営事業者は直ちに、事故の発生状況、事故時の運転記録等を本連合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本連合に提出すること。

1 4 急病等への対応

- (1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 本施設に設置している AED の維持管理等を定期的 to 実施すること。
- (4) 運営事業者は、急病人や緊急事態が発生した場合に備え、救命講習等により救急法を従業員に対し教育・訓練すること。

1 5 感染症への対策

運営事業者は、感染症に対するマニュアルを作成し、感染症に十分に配慮して運営すること。なお、感染症対策マニュアルには、感染症が流行した場合の対応も含め、昨今の経験を踏まえた対策を考慮した事業継続計画を作成すること。

1 6 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本連合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。

1 7 保険への加入

運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本連合の承諾を得る。

なお、本連合は、本施設の所有者として、保険に加入の予定であるが、加入先は未定である。

1 8 地域振興

本施設の維持管理・運営に当たっては、構成市町村の住民に対する雇用促進のほか、構成市町村の企業等を活用するための手法等について、積極的に提案すること。

第4節 運営・維持管理業務条件

1 運営・維持管理

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- (1) 事業契約書
- (2) 要求水準書（設計・建設業務編）
- (3) 本要求水準書
- (4) 事業提案書
- (5) その他本連合の指示するもの

2 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

3 要求水準書記載事項

- (1) 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

- (2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営・維持管理をするために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

4 契約金額の変更

上記2、3の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、次の条件を満たし、本施設を本連合に引き渡すこと。本連合は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡に関する検査を行う。

- (1) 本連合が本要求水準書に記載の業務を行うに当たり支障が無いよう、本連合が指示する内容の業務の本連合（運営委託を行う場合の次期運営事業者含む）への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。
- (2) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を

除く。

- (3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。
ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしていること。
ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (5) 令和 28 年度に、最新の長寿命化総合計画（「第 4 章第 7 節」参照）並びにそれまでの補修及び維持管理業務実績を反映した維持管理計画書をもとに、令和 33 年度以降の運転計画が検討できる長寿命化総合計画を作成し、本連合の承諾を得ること。
- (6) 事業期間終了時に事業期間終了後 1 年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。
- (7) 本連合（運営委託を行う場合の次期運営事業者含む）に対し、必要期間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、本連合の承諾を得ること。
また、本連合は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則として全てを開示するものとする。
- (8) その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、本連合と運営事業者の協議によるものとし、令和 28 年度の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱について、本連合と協議を開始すること。
- (9) 事業者は、事業期間終了後においても特定部品又はその後継部品（以下「特定部品」という。）の製造を継続するとともに、本連合が特定部品を調達しようとするときは速やかに規定の価格で提供すること。なお、特定部品の種類及び価格の決定方法については本連合と協議により決定する。
- (10) 本連合は、事業期間終了前に性能要件の満足を確認するため、本施設の機能・効率・能力等の確認を実施し、事業期間終了時において引き続き 1 年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく、性能要件を満たしながら運転できる状態で引き渡すことを事業契約終了の条件とする。性能試験等の実施に当たっては、運営事業者が性能試験要領書（引渡性能試験と同程度の内容）を作成し、第三者機関が、性能試験要領書に基づいて施設の機能・効率・能力等の性能試験を本連合の立会いの下に行う。なお、運営事業者は、事業期間終了後の 1 年間の運転期間中に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行い、通常の運営に支障を来さないようにすること。

第2章 運営・維持管理体制

第1節 業務実施体制

- (1) 運営事業者は、本業務の実施に当たり、適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災管理業務、関連業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について本連合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本連合に報告すること。

第2節 有資格者の配置

- (1) 運営事業者は、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、廃棄物を対象としたエネルギー回収型廃棄物処理施設で次の要件を全て満たす現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後 2 年間以上配置すること。
 - ア 施設規模が 100t/日以上（複数炉）の連続運転式一般廃棄物焼却施設（ストーカ炉、かつ 1 年以上の稼働期間を有する施設に限る。）
 - イ ボイラ・タービン式発電設備を設置したもの
- (2) 運営事業者は、ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者を配置すること。
- (3) 運営事業者は、事業全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500kL/年度以上の場合には、エネルギー管理員を設置し、その使用量について定期報告書を国に届け出ることとする。
- (4) 運営事業者は、本業務を行うに当たりその他必要な有資格者を配置することとし、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。なお、表 2.1 に参考として必要資格を示す。
- (5) 運営事業者は、試運転時に必要と認められる場合は、必要な有資格者を試運転時に配置すること。

表 2.1 維持管理・運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （ごみ焼却施設）	本施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
第 2 種酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1 ・ 2 種圧力容器の取扱作業
クレーンデリック運転士	クレーンデリックの運転
第 2 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
第 2 種ボイラー・タービン主任技術者	ボイラ・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	主灰の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

第 3 節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本連合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本連合に報告すること。

第 4 節 教育訓練

- (1) 運営事業者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、運営事業者自ら確保した運転員などに対し、適切な教育訓練を行うこと。
- (2) 運営開始に際しては、本施設の試運転期間中に建設事業者より本施設の運転に必要な教育訓練を受けること。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（「第1章第2節8」参照照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。また、業務期間を通じて売電量が多くなるよう努めること。

第2節 受付・計量業務

1 受付管理

- (1) 運営事業者は、受付・計量業務による住民へのサービス等について、円滑な受付管理を行うこと。
- (2) ごみの計量は、委託収集車両・許可業者は1回計量、自己搬入車両は2回計量とすること。
- (3) 運営事業者は、直接搬入者については、原則として搬出用計量機での計量時に料金徴収を行う。許可業者については、月締めの納入通知書により本連合が料金徴収を行う。
- (4) 運営事業者は、直接搬入者に対して、ごみの排出地域、性状、形状、内容について、正しくごみが分別されていることを確認すること。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を速やかに本連合に報告すること。確認方法等の詳細については本連合と協議のうえ計画すること。
- (5) 運営事業者は、安全かつ効率的に受付を行うこと。

2 計量データの管理

運営事業者は、計量が必要な搬入・搬出車両を計量棟において計量し、その記録をCSV形式のデータで提出すること。詳細は、協議により決定とする。

3 誘導・指示

運営事業者は、全ての車両に対し、本施設内のルート及びプラットホームなどのごみの降ろし場所について、誘導表示盤等を設置し、誘導・指示を行うこと。

4 ごみ処理手数料の徴収等

- (1) 運営事業者は、現金等でごみ処理手数料の支払いをする者から、本連合が定める金額を本連合が定める方法で徴収すること。領収証書の様式等については、本連合と協議のうえ決定すること。
- (2) 運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて収納すること。また、収納する現金及び関係書類の確認方法等の詳細については、本連合と協議のうえ決定すること。

- (3) 料金後納の場合の伝票及び廃棄物の量を証明する伝票（計量票）等の発行のほか、必要に応じて処理にかかる証明書等の発行を行うこと。また、料金後納の場合の伝票等の管理等を行うこと。詳細については本連合と協議のうえ計画すること。

5 受付

- (1) 処理対象物の受付日及び受付時間は、原則として、月曜日から金曜日の 8 時 30 分から午後 4 時 30 分（12 時から 13 時は受付停止）までとし、休養日は、土曜日、日曜日、祝日及び 1 月 1 日から 1 月 3 日までとする。ただし、今後変更があった場合や、本連合から要請があった場合は、可能な限り対応すること。なお、これに伴い、費用の追加が必要な場合には、本連合と運営事業者が協議して決定する。また、本連合が事前に提示する場合は、上記に関わらず受入を行うこと。
- (2) 年末年始等のごみ量が多い時期、道路事情で収集車が受付時間に間に合わない場合等も柔軟に対応を行うこと。

第 3 節 搬入管理

- (1) 安全に搬入が行われるように、処理棟のプラットホーム内及びその周辺において搬入車両を誘導、指示すること。必要に応じて誘導員を配置するなど、適切な誘導、指示を行うこと。また、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行うこと。
- (2) 搬入車両の荷下ろし時に適切な監視、指示を行うこと。
- (3) 運営事業者は、展開による搬入物検査（パッカー車等の中身の検査）を月 1 回以上実施すること。実施に当たっては計画書を策定し、本連合の承諾を得ること。
- (4) 処理対象物について、善良なる管理者の注意義務に従い、ダンピングボックスを活用するなどして、処理不適物の混入防止に努めること。特に、段ボール箱などに入れたものについては、その中身について確認すること。また、正しくごみが分別されていない場合には、指導を行うこと。
- (5) 計量棟やプラットホームでの監視で確認された処理不適物については、原則として持ち込んだ者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じないなどの理由により、処理不適物等が残った場合の対応については、本連合と協議し適切に対応すること。さらに、処理不適物の持ち込み禁止案内のチラシを本連合と協議のうえ作成し、案内すること。
- (6) 運営事業者は、動物（犬、猫、鹿、猪等）の死骸を受入れ、処理すること。なお、大型動物（主に鹿）の年間処理量は、50 頭程度である。

第 4 節 適正処理・適正運転

- (1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- (2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

第5節 運転管理体制

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について本連合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本連合に報告すること。

第6節 用役の管理

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
- (2) 災害時等において、本施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等の供給が途絶えた場合に備えて、本施設を稼働するために必要な燃料、薬剤、用水等を常時2炉運転・基準ごみ時の7日分以上、貯留している状態を保つように管理すること。
- (3) 災害時等において、電気事業者からの電力供給が途絶えた場合は、非常用発電設備で立ち上げ作業を行い、操業に必要な燃料が不足した場合については、日頃から地元の調達業者と密なやり取りをすることで迅速に調達業務を行うこととする。

第7節 運転計画の作成

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本連合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本連合の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更に当たっては本連合の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、本連合の承諾を得ること。
- (5) 運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、本連合の承諾を得ること。

第8節 運転管理記録の作成

- (1) 運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月間業務完了報告書、年報等を作成しなければならない。

第9節 性能試験の実施

- (1) 運営事業者は、要求水準書 設計・建設業務編「第1章第8節1 引渡性能試験」に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本連合と合意した期日に実施すること。

第4章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章第2節8」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。

第2節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取換えなどの一切の管理を指す。

1 保守管理計画書の作成

- (1) 保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分を作成することとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、本連合の承諾を得ること。
- (2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は、表4.1に示す機器の項目、頻度等を参考に作成すること。
- (3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操作性を考慮し計画すること。
- (4) 設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、留意した保守管理を実施すること。
- (5) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は原因を追究したうえで、臨時点検を実施すること。
- (6) 消防用設備に必要となる消防法上の点検等のほか、適切な維持管理を行うこと。

表4.1 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法 律 名		備 考
ボイラ	電気事業法	法第42条 保安規定 法第55条 定期安全管理審査	定期検査 2年に1回以上
タービン	電気事業法	法第42条 保安規定 法第55条 定期安全管理審査	定期検査 4年に1回以上
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	規則第34条 ①荷重試験等 規則第35条 ②ブレーキ、ワイヤーロープ等 規則第36条 ③作業開始前の点検 規則第40条 ④性能検査	①1年に1回以上 ②1月に1回以上 ③作業開始前 ④2年に1回以上
エレベータ	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	規則第154条 ①定期自主検査 規則第155条 ②定期自主検査 規則第159条 ③性能検査	①1年に1回以上 ②1月に1回以上 ③1年未満又は1～2年以内に1回以上
	建築基準法	法第12条	1年に1回以上
第1種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	規則第67条 ①定期自主検査 規則第73条 ②性能検査	①1月に1回以上 ②1年に1回以上
第2種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	規則第88条 定期自主検査	1年に1回以上

設備名	法 律 名		備 考
小型ボイラ及び小型圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	規則第 94 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
計量器	計量法	法第 21 条定期検査	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則	規則第 56 条 検査	1 年に 1 回以上
地下タンク	消防法	法第 14 条の 3	消防法の規定による
消防用設備	消防法	法第 17 条の 3 の 3	外観点検 3 月に 1 回以上 機能点検 6 月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上
電気設備	電気事業法	法第 39 条、法 42 条	保安規程による 巡視点検 1 か月に 1 回以上 定期点検 1 年に 1 回以上
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

2 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

3 保守管理計画書の報告

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の保守管理実施結果報告書を作成し本連合へ報告すること。
- (2) 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本連合の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本連合との協議による年数保管すること。

第 3 節 修繕工事

修繕工事とは、本施設について劣化した機能の修復と回復を目的に行う補修工事と、より良い機能回復を目的に行う更新工事及び性能の維持を図る目的で行う保全工事を指す。

1 補修工事

補修工事とは、次に示す内容とする。

- ア 本施設の劣化した部分、部材、機器を初期の性能水準補修まで回復させる補修又は部分的な交換
- イ 本施設の劣化した部分、部材、機器を実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換
- ウ 低下した性能や機能を初期の性能水準補修まで回復させる補修又は部分的な交換

エ 低下した性能や機能を実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換

(1) 補修工事計画書の作成

ア 運営事業者は、表 4.2 を参考に補修工事計画書を作成すること。その際、維持補修管理システムを活用した、保全計画の策定を出来る限り取り入れること。

イ 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、本連合の承諾を得ること。

ウ 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本連合の承諾を得ること。

エ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本連合の承諾を得ること。

オ 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、本連合の承諾を得ること。

表 4.2 補修工事の分類（参考）

作業区分			概 要	設備・機器（例）
補修工事	予防保全	時間基準保全	・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
		状態基準保全	・摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。	耐火物損傷、ボイラ水管の摩耗、排水設備の腐食等
	事後保全		・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む）。 ・保全部材の調達が容易なもの。	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類

※プラント設備、建築設備の例

(2) 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を回復するために補修工事を行うこと。

(3) 補修工事実施の報告

ア 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、本連合へ毎月報告を行うこと。

イ 運営事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、本連合へ報告すること。

ウ 補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本連合との協議による年数保管すること。

2 更新工事

更新工事とは、本施設の劣化した機器又は装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させ、中長期的な維持ができることを指す。

(1) 更新工事計画書の作成

ア 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、本連合の承諾を得ること。

イ 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本連合の承諾を得ること。

ウ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握したうえで更新頻度が高い項目について恒久的対策を考慮して年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本連合の承諾を得ること。

エ 更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、本連合の承諾を得ること。

(2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を回復し維持するために更新工事を行うこと。

(3) 更新工事実施の報告

ア 運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、本連合へ毎月報告を行うこと。

イ 運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、本連合へ報告すること。

ウ 更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本連合との協議による年数保管すること。

3 保全工事

保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

運営事業者は、適切な保全工事を行うこと。なお、照明設備、空調設備及び換気設備等の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、構内白線引き等について配慮すること。

第4節 清掃

運営事業者は、本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る

場所は、常に清潔な環境を維持すること。

運営事業者は、清掃計画書を作成し、本連合の承諾を得ること。清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を本連合へ報告すること。

第5節 維持管理マニュアル

- (1) 運営事業者は、運営期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本連合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定に当たっては本連合の承諾を得ること。

第6節 精密機能検査

- (1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、本施設に対して精密機能検査を実施すること。
- (2) 精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能（「第1章第2節8」参照）を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 長寿命化総合計画の作成及び実施

- (1) 運営事業者は、運営期間の開始前に、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（最新版）」に準拠して長寿命化総合計画を策定し、本連合の承諾を得ること。
- (2) 本業務期間を通じた長寿命化総合計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の運営・運転実績を基本とした維持管理計画書に基づき毎年度更新し、その都度、本連合の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、長寿命化総合計画に基づき、本施設の要求性能（「第1章第2節8」参照）を維持するために、維持管理を行うこと。
- (4) 運営16年目の令和28年度に、最新の長寿命化総合計画並びにそれまでの補修及び維持管理業務実績を考慮し、令和33年度以降の運転計画が検討できる長寿命化総合計画を作成し、本連合の承諾を得ること。

第5章 余熱利用管理業務

第1節 本施設の余熱利用管理業務

- (1) 余熱利用は電力供給及び熱供給とし、発電した電力については、本施設での自家消費を含め、本施設内で利用し、余剰電力は売電すること。
- (2) 運営事業者は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に使用電力の最小化（省エネルギー）に努めること。

第2節 余熱利用管理

1 余熱利用管理計画の作成

- (1) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画の中で、発電電力量及び売電電力量を含む余熱利用計画について計画すること。
- (2) 年間運転計画及び月間運転計画は、運転の効率性や安全性、操炉、熱供給を考慮したうえで、売電収入の向上を十分考慮し計画すること。

2 余熱利用管理の実施

- (1) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画に基づき、余熱利用管理を行うこと。

3 余熱利用管理実施の報告

- (1) 運営事業者は、月間業務完了報告書において、発電電力量及び売電電力量を含む余熱利用管理について報告すること。

第6章 測定管理業務

第1節 本施設の測定管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章第2節8」参照）を発揮しながら、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。なお、本連合は、運営事業者が自ら行う測定管理業務とは別に、直接環境測定を行うなど運営事業者のモニタリングを実施する。運営事業者は、運転データ等の開示など本連合のモニタリングに全面的に協力すること。

第2節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表 6.1 に示した測定項目のうち、運営事業において測定を行う項目の測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、本連合の承諾を得ること。なお、作成に当たっては表 6.1 の項目及び頻度と同等以上とすること。

本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び本連合が合意した場合、表 6.1 に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目を変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定に当たっては本連合の承諾を得ること。

表 6.1 業務期間中の測定項目

区 分	計 測 項 目	計測最低頻度	所 掌	
			本連合	事業者
ごみ質	可燃ごみの種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	1回/月	—	●
排ガス	ばいじん	6回/年・炉	—	●
		常時連続測定	—	●
	塩化水素	6回/年・炉	—	●
		常時連続測定	—	●
	硫黄酸化物	6回/年・炉	—	●
		常時連続測定	—	●
	窒素酸化物	6回/年・炉	—	●
		常時連続測定	—	●
	一酸化炭素	常時連続測定	—	●
	ダイオキシン類	2回/年・炉	—	●
	水銀	3回/年・炉	—	●
騒音	騒音レベル（デシベル）（敷地境界4箇所）	1回/年	—	●
振動	振動レベル（デシベル）（敷地境界4箇所）	1回/年	—	●
悪臭	特定悪臭物質濃度（敷地境界2箇所）	1回/年	—	●
主灰	熱灼減量	1回/月	—	●
	重金属溶出試験	4回/年	—	●
	ダイオキシン類含有量	1回/年・炉	—	●
	放射性セシウム、放射性ヨウ素	2回/年	—	●
飛灰処理物	重金属溶出試験	4回/年	—	●
	ダイオキシン類含有量	1回/年・炉	—	●
	放射性セシウム、放射性ヨウ素	2回/年	—	●
作業環境基準	ダイオキシン類濃度	4回/年	—	●
	粉じん濃度	4回/年	—	●

注1 ●：所掌内 —：所掌外

注2 ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素の濃度については、大気質測定機器において毎日連続測定した数値の1時間平均値を計測し、常時、排ガス状況監視盤で測定値を公開する。

注3 騒音、振動は24時間連続測定とする。

第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

1 要監視基準と停止基準

(1) 基準の区分

運営事業者による本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、定期測定項目及び常時連続測定項目において要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止する基準である。

(2) 対象項目

要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素とする。

(3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表 6.2 に示すとおりとする。なお、要監視基準の基準値については、運営事業者の提案によるものとする。

表 6.2 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物 質	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/Nm ³]	[]	1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.01	1 時間値平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	塩化水素 [ppm]	[]		30	
	硫黄酸化物 [ppm]	[]		30	
	窒素酸化物 [ppm]	[]		50	
	一酸化炭素 [ppm]	[]		30	4 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
バッチ計測項目	水銀 [μg/m ³ N]	—	—	30	定期バッチ測定データが左記基準値を超えた場合、速やかに事業者負担で追加測定を 3 回以上実施する。この 3 回以上の測定結果が基準値を超えた場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	ダイオキシン [ng-TEQ/g]	[]	分析結果において、左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.1	分析結果において、左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

注：煙突出口、乾きガス O₂12%換算値

2 要監視基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 本施設が異常事態に至ったことの本連合への報告
- (2) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- (3) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（本連合による承諾）
- (4) 改善作業への着手
- (5) 改善作業の完了確認（本連合による確認）
- (6) 作業完了後の運転データの確認（本連合による確認）
- (7) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3 停止基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 速やかな本施設の運転停止
- (2) 本施設が異常事態に至ったことの本連合への報告
- (3) 地域住民等への報告、説明協力
- (4) 停止レベルに至った原因の解明
- (5) 改善計画の策定（本連合による承諾）
- (6) 改善作業への着手
- (7) 改善作業の完了確認（本連合による確認）
- (8) 復旧のための試運転の開始
- (9) 運転データの確認（本連合による確認）
- (10) 地域住民等への報告、説明協力
- (11) 本施設の使用再開

第 7 章 防災等管理業務

第 1 節 本施設の防災等管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第 1 章第 2 節 8」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災等管理業務を行うこと。

第 2 節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように本施設の運転を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第 3 節 防火・防災マニュアル（緊急時対応マニュアル）の作成

運営事業者は、防火・防災管理体制の整備、防火・防災訓練の実施方法、緊急時における人身の安全確保、二次災害の防止、本施設の運転の安全な停止、本施設の復旧、本連合への報告方法等の適切に実施するために、手順を定めた防火・防災マニュアル（緊急時対応マニュアル）を作成し、本連合の承諾を得ること。

運営事業者は、防火・防災マニュアル（緊急時対応マニュアル）を必要に応じて改定すること。なお、改定に当たっては本連合の承諾を得ること。

第 4 節 防火・防災管理体制の整備

運営事業者は、「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）等関係法令に基づき、本施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備すること。

運営事業者は、整備した防火・防災管理体制について本連合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本連合に報告すること。

第 5 節 防火・防災訓練の実施

運営事業者は、緊急時に防火・防災管理及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防火・防災訓練等を行うこと。

第 6 節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、防火・防災マニュアル（緊急時対応マニュアル）に従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本連合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本連合に提出すること。

第8章 関連業務

第1節 本施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 植栽管理

運営事業者は、本施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。

第3節 積雪対応

運営事業者は、施設の積雪対策計画を作成し、事業実施区域内（遊歩道含む）の積雪対策（融雪設備、除雪等）を実施し、搬入車両に影響がない状況を維持すること。

第4節 施設警備・防犯

- (1) 運営事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本連合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本連合に報告すること。

第5節 見学者対応

- (1) 運営事業者は、見学予約システムを導入し、見学者の受付及び説明を行い、施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。ただし、行政視察へは本連合が対応するため、運営事業者は本連合に協力すること。
- (2) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、本施設への来場から退場に至るまで、安全性に十分配慮した見学体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、見学者説明要領書を作成し、本連合の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。詳細については本連合と協議し、決定すること。
- (5) 運営事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。
- (6) 運営事業者は、地元住民や見学者が利用する管理棟の運営・維持管理についても行うこと。管理業務の内容については、本連合及び地元住民との協議を踏まえ、内容を決定する。

第6節 周辺住民対応

- (1) 運営事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (2) 運営事業者は、本連合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- (3) 運営事業者は、周辺農地等への光害の影響に配慮すること。
- (4) 運営事業者は、本施設の運営・維持管理に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに本連合に報告し、本連合と協議のうえ対応すること。

第7節 環境学習イベント

- (1) 運営事業者は、より多くの住民がごみ問題だけでなく、生物多様性、低炭素社会など様々な環境問題について学べるイベントや、周辺の自然環境を活かした体験型講座等を年数回以上企画し、開催すること。なお、供用開始初年度（令和13年10月～令和14年3月）は1回以上企画し、開催することとする。
- (2) 運営事業者は、企画したイベントを本連合に提出し、承諾を得ること。
- (3) 開催するイベントに係る費用は、運営事業者の負担とする。また、得られる収入は運営事業者の収益とする。

第8節 ホームページの開設及び運営

- (1) 運営事業者は、本施設の運転状況を公表するホームページを運営開始時に速やかに開設し、運営すること。
- (2) ホームページで公表するデータや本連合ホームページとのリンクなどは本連合と協議のうえ、決定すること。

第9節 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理

- (1) 運営事業者は、本施設内に設置する防災備蓄庫の施錠を管理するものとし、備蓄物そのものは本連合が管理するものとする。運営事業者は、本連合と協議のうえ、備蓄物の入替え等の作業を手伝うこと。

第9章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。
また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報の漏洩を防止する措置を講ずること。

第2節 運営体制

運営事業者は、次の体制について本連合の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ次以外の体制についても作成し、本連合の承諾を得ること。

- ① 安全衛生管理体制
- ② 防火・防災管理体制
- ③ 連絡体制
- ④ 施設警備・防犯体制
- ⑤ 運転管理体制
- ⑥ 緊急時の連絡体制

第3節 運営マニュアル

運営事業者は、運営マニュアルを作成し、本連合の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ次以外のマニュアルも作成し、本連合の承諾を得ること。

運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定に当たっては本連合の承諾を得ること。

運営マニュアルには下記①～⑧のマニュアルに関する内容も含めること。

- ① 運転管理マニュアル
- ② 維持管理マニュアル
- ③ 余熱利用管理マニュアル
- ④ 測定管理マニュアル
- ⑤ 防火・防災管理マニュアル（緊急時対応マニュアル）
- ⑥ 急病等対応マニュアル
- ⑦ 感染症対策マニュアル
- ⑧ その他関連業務マニュアル

第4節 運転

- (1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、本連合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、ごみ搬入量、処理生成物量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、本連合に提出すること。
- (3) 運転管理記録の詳細項目は、本連合と協議のうえ決定すること。
- (4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数又は本連合との協議による年数保管すること。

第5節 保守管理

- (1) 運営事業者は、保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、本連合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本連合と協議のうえ決定すること。
- (3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数又は本連合との協議による年数保管すること。

第6節 補修工事

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、本連合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本連合と協議のうえ決定すること。
- (3) 補修工事関連データは、法令等で定める年数又は本連合との協議による年数保管すること。

第7節 更新工事

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、更新工事結果を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、本連合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本連合と協議のうえ決定すること。
- (3) 更新工事関連データは、法令等で定める年数又は本連合との協議による年数保管すること。

第8節 保全工事

- (1) 運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、本連合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本連合と協議のうえ決定すること。
- (3) 保全工事関連データは、法令等で定める年数又は本連合との協議による年数保管すること。

第9節 作業環境管理

- (1) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本連合へ提出すること。

- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本連合と協議のうえ決定すること。
- (3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は本連合との協議による年数保管すること。

第 10 節 清掃実施

- (1) 運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書を作成し、本連合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本連合と協議のうえ決定すること。
- (3) 清掃関連データは、法令等で定める年数又は本連合との協議による年数保管すること。

第 11 節 測定管理

- (1) 運営事業者は、表 6.1 から表 6.2 に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、本連合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- (3) 運営事業者は、測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本連合へ提出すること。
- (4) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本連合と協議のうえ決定すること。
- (5) 運営事業者は、本連合が実施する住民説明会等の資料を本連合と協議のうえ作成すること。
- (6) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数又は本連合との協議による年数保管すること。

第 12 節 防災等管理

- (1) 運営事業者は、防火・防災管理計画書及び防火・防災管理結果報告書を作成し、本連合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本連合と協議のうえ決定すること。
- (3) 防火・防災管理関連データは、法令等で定める年数又は本連合との協議による年数保管すること。

第 13 節 緊急対応

- (1) 運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本連合に報告すること。
- (2) 報告後は、速やかに対応策等を記した緊急対応結果報告書を作成し、本連合に提出

すること。

第 1 4 節 事業継続計画

- (1) 運営事業者は、緊急事態が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画（Business continuity planning：BCP）を策定すること。
- (2) 運営事業者は、災害、疫病、システム障害等の緊急事態別に具体的な対応方法及び事業継続可否の判断指標を設けること。

第 1 5 節 関連業務実施

- (1) 運営事業者は、関連業務実施計画書及び関連業務実施結果報告書を作成し、本連合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本連合と協議のうえ決定すること。
- (3) 関連業務関連データは、法令等で定める年数又は本連合との協議による年数保管すること。

第 1 6 節 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、本連合へ報告すること。
- (4) 運営事業者は、本連合等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第 1 7 節 業務完了報告

- (1) 運営事業者は、上記第 4 節から第 16 節の履行結果をとりまとめ、セルフモニタリングに基づいて作成した月間業務完了報告書を本連合へ提出すること。これを補完する目的で本連合が随時のモニタリングを行うこととする。
- (2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- (3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、本連合と協議のうえ決定すること。

第 1 8 節 その他管理記録報告

- (1) 運営事業者は、年 1 回財務諸表を本連合に提出すること。
- (2) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目又は運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- (3) 運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本連合と協議のうえ決

定すること。

- (4) 管理記録報告については、法令等で定める年数又は本連合との協議による年数保管すること。

第 19 節 情報セキュリティ

- (1) 運営事業者は、セキュリティソフトの導入（更新）等の情報セキュリティ対策を講じること。
- (2) 運営事業者は、セキュリティポリシーを定め、個人情報の外部漏洩を防止すること。
- (3) 情報セキュリティの詳細な内容については、本連合と協議のうえ決定すること。
- (4) 運営事業者又はその従業員は、本業務により知りえた個人情報を第三者に漏洩又は不当な目的に使用してはならない。このことは、契約期間が終了し、又は従業員がその職務を退いた後においても同様とする。